

## 主 文

- 1 被告Aは、原告に対し、165万円及びこれに対する令和2年7月9日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告Aに対するその余の請求及び被告国に対する請求をい  
ずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の11分の1と被告Aに生じた費  
用の4分の1を被告Aの負担とし、被告国に生じた費用と原告及び  
被告Aに生じたその余の費用を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して660万円及びこれに対する令和2年7月9日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え（以下「本件請求1」という。）。  
2 被告国は、原告に対し、550万円及びこれに対する令和5年3月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え（以下「本件請求2」という。）。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨

本件は、航空自衛隊に所属していた原告が、①同隊に所属していた被告Aからわいせつ行為等を受けたことにつき、被告Aに対しては民法709条に基づき、被告国に対しては国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項又は民法715条に基づき、損害賠償金660万円及びこれに対する違法行為の日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の連帯支払を求める（本件請求1）とともに、②原告が上記わいせつ行為等について上司等に対して被害申告をするなどしたにもかかわらず、上司等において原告に対する環境

を調整する義務及び不利益を防止する義務を怠ったとして、被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金550万円及びこれに対する不法行為後である令和5年3月31日（原告が退職した日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める（本件請求2）事案である。

5 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲証拠（枝番のある書証は、特記なき限り、全ての枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 航空自衛隊西部航空方面隊の概要（弁論の全趣旨）

10 航空自衛隊西部航空方面隊は、福岡県春日市に所在する春日基地に司令部を置き、その隷下部隊である西警団は、西日本を担当区域として上空監視等の業務を担当している。

西警団を編成する部隊の一つに、群本部、施設隊、通信隊、管理隊、業務隊、会計隊及び衛生隊から成る基地業務群があり、春日基地に所在している。

15 また、同じく西警団の部隊の一つに第43警戒群（令和3年7月1日に第43警戒隊に改編された。）があり、佐賀県神埼市の背振山分屯基地に所在している。

(2) 当事者（争いがない。乙イ10）

ア 原告

20 原告（平成▲年生）は、平成28年3月に航空自衛隊に採用されて入隊し、同年12月から第43警戒群の通信電子隊にて勤務した後、令和2年4月6日付で春日基地に所在する基地業務群の群本部に配置された。

イ 被告

25 被告Aは、平成7年頃に自衛隊に入隊し、平成27年3月23日から、背振山分屯基地に所在する第43警戒群の基地業務隊において勤務しており、令和2年7月時点では、輸送係として、背振山分屯基地と春日基地

との間を往復する定期バスの運転等の業務を行っていた。

(3) 本件わいせつ行為（争いが無い。乙ロ7）

被告Aは、令和2年7月9日午前中に、定期バスを運転して春日基地を訪れた際、群本部の執務室で業務を行っていた原告に話しかけ、娯楽室に来る  
5 ように述べた。原告は、その後、昼休憩の時間（午後零時から午後1時）に娯楽室の近くまで行き、被告Aと会った。被告Aは、原告と共に娯楽室に入ると、原告に対して、肩や肩甲骨付近を撫でまわすなどした後、原告に抱き着き、キスをし、胸を触るなどした（以下、「本件わいせつ行為」という。行為の経緯や具体的内容等については争いがある。）。

10 なお、娯楽室は、隊員の居室や調理室、洗濯室等がある3号隊舎の1階にある和室であり、運転手や輸送員等が待機場所等として利用していた。

(4) 被告Aに対する懲戒処分（乙イ9）

被告Aは、令和5年10月4日、「令和2年7月9日、娯楽室において、原告と二人きりとなり、原告の肩及び肩甲骨付近を触れる、キスを2回する、  
15 服の上から胸を触る等の行為により、原告に精神的苦痛を与えた。」ことを理由として、停職12か月の懲戒処分を受けた。

(5) 自衛官の採用及び昇任等に関する定め（乙イ1～8）

自衛隊法、自衛隊法施行規則、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第4号。乙イ2）、一般曹候補生として採用さ  
20 れた者の3等陸曹、3等海曹又は3等空曹への昇任について（通達）（平成21年防人計第3679号。乙イ3）、自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号。乙イ4）、航空自衛官昇任規則（昭和56年航空自衛隊達第21号。乙イ5）、選抜時等の身体検査について（通達）（昭和56年空幕衛第88号例規。乙イ6）、一般空曹候補生の人事取扱いについて（通達）

25 （平成21年空幕任第569号例規。乙イ7）、空士長等の継続任用に関する達（昭和42年航空自衛隊達第47号。乙イ8）には、自衛官の採用及び昇

任等に関し、以下の定めがある。

ア 自衛官の採用及び昇任について

5 自衛官（幹部候補生以外）の主な採用区分には、自衛官候補生と一般曹候補生がある。このうち、一般曹候補生は、非任期制自衛官として任官して2等空士（航空自衛官の場合）として任命され、その後、概ね6か月が経過すると1等空士へ、さらにその後概ね6か月が経過すると空士長へ一  
10 齊に昇任するが、その後3曹への昇任は選抜により順次行われるものとされている。なお、士長から3曹への昇任に要する期間は原則として概ね1年9か月以上6年9か月以内とされており、この期間を超えて士長にとどまる場合、3曹への昇任をすることができない。

イ 3曹への昇任試験について

15 航空自衛隊の3曹への昇任試験としては、筆記試験に加えて身体検査及び体力測定があり、その判定基準に適合すると認められた者に限り昇任が認められる。身体検査の判定基準としては、身長、体重、視力等のほか、精神及び神経疾患並びにそれらの既往歴がないことが定められている。ただし、判定基準の一部に適合しないと見込まれる場合であっても、当該対象者の所属する部隊等の長が、不適合部分を適合するものとしてみなすよ  
20 う、航空幕僚長に申請することができるが、当該申請をする場合は隊員である医師が判定官として意見書等を作成することを要する。

ウ 3曹への昇任試験に不合格となった者等について

25 航空自衛隊の一般曹候補生が3曹への昇任試験等の身体検査において不合格となり、将来の合格可能性もないと判定された場合は、一般曹候補生を免ぜられ、任期制隊員となる。一般曹候補生を免ぜられた任期制隊員は、3年を任用期間として任用され、当該期間が満了した場合は、志願により、引き続き2年を任用期間として任用され得る。志願があった場合の選考は、健康診断等に基づいて行われるが、健康診断において健康でないと認めら

れた者で引き続き隊務を行うことが不適と判定された者については、原則として継続任用不適格と判断される。

(6) 原告の昇任等及び退職（争いがない。）

原告は、平成28年3月に航空自衛隊に一般曹候補生として採用されて入隊し、平成29年4月1日付で空士長に昇任したが、その後、令和3年10月21日に実施された3曹への昇任試験及び令和4年5月17日に実施された3曹への昇任試験につき、身体検査の結果、          などから、不合格となった。

原告は、令和5年3月31日、自衛隊を依願退職した。

10 3 争点

- (1) 被告Aによる違法行為等の有無（本件請求1）
- (2) 被告Aの行為が職務を行うについてされたものか否か（本件請求1）
- (3) 環境調整義務ないし不利益防止義務違反の有無（本件請求2）
- (4) 損害の発生及び額（本件請求1及び2）

15 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（被告Aによる違法行為等の有無）について  
（原告の主張）

ア 本件わいせつ行為について

原告は、本件わいせつ行為当日以前は被告Aと、雑談を含めて一切話をしたことはなかったところ、本件わいせつ行為当日の朝、被告Aから急に話しかけられ、仕事のことで話したいことがあるから昼休憩の時間に娛樂室に来るように言われた。

原告が昼休憩の時間になって娛樂室がある3号隊舎付近に行くと、被告Aは、娛樂室まで原告を連れて行き、原告が入室を拒んだにもかかわらず背後から原告を押し、娛樂室に入室させ、鍵をかけた。そして、被告Aは、小上がりとなっている畳に原告を連れて行くと、原告の背後に回り、突然、

「猫背だったから気になっていた。」などと言いながら、肩甲骨のマッサージと称して、原告の右肩や右肩甲骨付近を不必要に撫で回した。その後、被告Aは、突然、膝立ちの状態、原告の正面から覆いかぶさるように抱き着いた。さらに、被告Aは、入口ドアの方に歩いて行った原告に対し、

5

「原告のことを好きになった。」などと述べて原告に抱き着き、原告のマスクを下にずらしてキスをし、右手で、原告の左胸を服の上から撫で回した。このように、被告Aは、原告に対し、娯楽室においてわいせつ行為を行ったところ、これらの行為に関して原告が同意していたことは一切なく、またそのことを被告Aも当然認識していた。

10

#### イ 本件架電行為について

また、被告Aは、本件わいせつ行為後、原告に対する接触を禁止されていたにもかかわらず、原告の勤務場所を何らかの方法で調査した上、令和3年8月16日、内線電話を利用して原告に電話をかけ（以下「本件架電行為」という。）、ふざけたような言い方で、「ごめんね。」「退職だけはできません。」「示談を受けてくれないでしょうか。」などと述べた。

15

ウ 上記ア、イの行為は、被告Aの故意又は過失による不法行為上ないし国賠法上違法な行為である。

(被告Aの主張)

いずれも否認ないし争う。

20

#### ア 本件わいせつ行為について

被告Aと原告は、本件わいせつ行為以前から雑談をする仲であり、道端や庁舎裏、娯楽室の外等で数えきれないくらい雑談をしていた。本件わいせつ行為当日の朝も、被告Aが執務室にいた原告に話しかけたところ、その時は時間がないとのことであつたので、昼休憩の時間に娯楽室で会うこととしたものである。

25

そして、昼休憩の時間に娯楽室の外で会うと、被告Aが先に娯楽室に入

り、原告も自ら入室した。なお、鍵を掛けたのは、男女が同じ部屋に入ることが好ましくないと考えたためであり、原告に伝えて承諾を得ていた。娯楽室内では、原告が被告Aに対して人間関係に関する悩みなどを相談し、被告Aがその話を聞くなどしていたところ、その際、被告Aが、「いつも原告をみていて鬱っぽいと思っていた。」「鬱っぽくなっていると猫背みたいになるから、肩甲骨が固まっているか触って確かめていい。」などと述べたのに対し、原告が、「汗かいてるけど大丈夫ですか。」などと述べて被告Aの方に少し身を寄せてきたので、原告の右肩や右肩甲骨付近を数十秒間触った。その後、被告Aが立ち上がって両手を開いたところ、原告が正面から両手を回して抱き着いてきたため、被告Aも原告の背中に手を回して互いに抱き合った。そして、被告Aが「好き。」と告げたのに対し、原告は、すぐに「ありがとうございます。」などと述べたので、被告Aは、原告とキスをし、また、この時原告の胸の部分を手で触れたこともあった。

上記の行為に当たり、原告から嫌がる素振りはなく、少なくとも黙示的には原告の同意があったものであるし、仮に同意がなかったとしても、被告Aは、それまでの行為等から雰囲氣的に許されると考えており、同意があるものと誤信していた。したがって、違法性ないし故意過失を欠くものである。

#### イ 本件架電行為について

被告Aが、令和3年8月16日に本件架電行為をしたことは認めるが、違法行為である旨の主張は争う。被告Aは、代理人弁護士と原告との示談に関する意思疎通が上手くいっておらず、精神的に追い込まれていたことから、自分自身で真剣に示談をお願いしたいと考えて電話をかけたものである。

#### (被告国の主張)

被告Aが、本件わいせつ行為当日、内側から施錠した娯楽室内で、原告に

対し、その同意を得ることなくその肩及び肩甲骨付近に触れ、抱き着き、キスをし、服の上から胸を触ったこと、被告Aが内線を利用して原告に電話をかけたことは認め、その余は知らないし否認する。

(2) 争点(2) (被告Aの行為が職務を行うについてされたものか否か) について  
5 (原告の主張)

ア 被告Aは、本件わいせつ行為当日の朝、勤務時間中に、階級が上の立場  
であることを利用して、原告に対して仕事の話があると原告に伝えて誘い  
出し、勤務時間と近接した昼休憩の時間に、勤務場所と近接した娯楽室に  
10 おいて本件わいせつ行為に及んだもので、職務執行と密接な関連性を有し  
ており、「その職務を行うについて」行われたことは明らかである。なお、  
原告は、上位階級の被告Aから仕事のことで呼び出された以上、それを断  
るすべはなかった。

イ 本件架電行為も、勤務時間中に、内線電話を使用して原告に直接架電し  
ており、「その職務を行うについて」行われたことは明らかである。

15 (被告国の主張)

いずれも否認ないし争う。

ア 本件わいせつ行為について

本件わいせつ行為は、その内容及び性質等に照らし、外形的客観的にみ  
て、社会通念上被告Aの職務の範囲に属するものでも職務と密接に関連す  
20 るものでもないし、勤務時間ではない昼の休憩時間中に、日常的な業務を  
行う場所とはいえない娯楽室内で行われたものであって、なおさら職務の  
範囲に属するとも職務と密接に関連するともいえない。なお、被告Aと原  
告は所属する基地すら異なるし、指揮系統もなく、待ち合わせ場所も、日  
常的な業務を行う場所とはいえない娯楽室で会ったことなどからすれば、  
25 被告Aが仕事の話があると原告に伝えて原告を呼び出したとは考え難く、  
むしろ原告と被告Aが私的な目的で面会した可能性がある。

したがって、本件わいせつ行為が、国賠法1条1項の「職務を行うについて」されたものとはいえない。

イ 本件架電行為について

上記のとおり原告と被告Aは勤務場所や業務が大きく異なり、被告Aが業務上の理由から原告に電話をかける必要性は客観的、外形的に見て全くなく、現に電話の内容も、業務とは全く関係のない本件わいせつ行為に関する謝罪及び示談を求めるもののみであった。

したがって、本件架電行為についても、被告Aの職務行為でないことはもとより、これと密接に関連するものでもなく、国賠法1条1項の「職務を行うについて」されたものとはいえない。

(被告Aの主張)

否認ないし争う。そもそも前提となる被告Aの違法行為等が存在しない。なお、被告Aが、原告に対して仕事の話があるなどと伝えたことはない。原告と被告Aは、本件わいせつ行為当日以前から私的な雑談等をする関係にあり、本件わいせつ行為当日も被告Aが原告を仕事のことで呼び出したわけではない。そもそも被告Aは原告と業務内容や指揮系統も異なり、原告との間で業務に関する話をしたことはない。

(3) 争点(3) (環境調整義務ないし不利益防止義務違反の有無) について

(原告の主張)

ア 環境調整義務違反について

本件わいせつ行為は、自衛隊内において発生したものであり、職場を監督する立場にある者(以下「職場監督者」という。)は、職場における生命身体に対する安全配慮義務の一環として、本件わいせつ行為によって悪化した原告の勤務環境を調整する義務(環境調整義務)を負っており、具体的には、①被告Aを注意指導した上で、今後原告と被告Aが顔を合わせる事がないう、被告Aを人事異動により遠方の基地に異動させる義務、

②原告は本件わいせつ行為後部署異動をしているところ、原告の勤務場所に関する情報を被告Aに知られることがないように情報管理を徹底する義務、③本件架電行為後には、同様の事態が発生しないよう対応策を講ずるとともに、その結果を原告に報告する義務を負っていた。しかるに、職場監督者は、上記の義務を怠り、被告Aを遠方の基地に異動させることをせず、また、原告の勤務場所に関する情報管理を徹底しなかったことにより被告Aによる本件架電行為を惹起し、さらには、本件架電行為後の対応策について原告に報告することを怠った。

#### イ 不利益防止義務違反について

また、職場監督者は、職場における生命身体に対する安全配慮義務の一環として、性的被害を訴える者が職場の厄介者として疎んじられたり、人事上の不利益を受けたりすることを防止すべき義務（不利益防止義務）を負っており、具体的には、本件わいせつ行為による精神状態の悪化に対して適切な治療等を受けさせるとともに、原告の3曹への昇任につき、本来は昇任期間の期限が令和6年1月1日であるが、十分な治療期間確保のために昇任期間を延長する等の例外的な措置をとり、さらに原告に対し、時間をかけて十分な治療を受けたとしても、そのことが昇任において不利益に影響することはない旨を説明するなどする義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、令和4年5月に昇任試験が不合格となった際、何らの措置をとることもなく3曹への昇任を認めず、また、その際、原告の上司であったC通信隊長（以下「C通信隊長」という。）は原告に対して退職勧奨を行い、原告に退職を余儀なくさせた。

#### （被告国の主張）

#### ア 環境調整義務違反について

被告Aを背振山分屯基地から異動させなかったこと、原告の勤務場所に関する情報を被告Aに知られないようにするという情報管理はされなか

ったこと、原告が本件架電行為について上司に報告したが、その後原告に対して対応策に関する報告はされなかったことは認め、これらが義務違反となる旨の主張は争う。

原告や被告Aの上司等は、原告から本件わいせつ行為に係る被害申告を受けた後、6日後には春日基地内での原告と被告Aとの接触を回避するため、被告Aに対して春日基地内で業務を行う際の動線や時間帯等に注意するよう指示し、加えて、一、二週間後には、春日基地内では業務上必要な場合を除いて基地業務群の管理隊が使用する待機室内又は定期バス内で待機するよう指示し、さらにその後、令和3年3月28日には、春日基地内で原告と被告Aが遭遇したことを受けて、被告Aに対して出張等を含めて春日基地に出入りしないよう指示するとともに、被告Aの業務を定期バスの運転手から変更して春日基地内に立ち入らせないようにする措置を講じており、原告からの申告を受けて適切な対応を行っている。

#### イ 不利益防止義務違反について

否認ないし争う。本件わいせつ行為を理由として原告に対して何らかの不利益な処置をしたことはない。

原告が、令和3年10月及び令和4年5月の3曹への昇任試験において不合格となったのは、                    から、身体検査の判定基準の一部に適合しないと判断されたためであり、本件わいせつ行為を理由としたものではない。なお、原告の当時の上司であった基地業務群のC通信隊長は、不適合部分を適合するものとしてみなすよう、航空幕僚長に申請する(前提事実(5)イ)か否かも検討し、医官らと協議した結果、航空幕僚長への申請は行わないこととしたが、その理由も、  上司に連絡することなく遅刻し、                    隊務に支障を及ぼしていたことなどを踏まえたものである。

また、C通信隊長は、原告に上記不合格を伝える際、3曹への昇任試験に合格できないと、自衛隊法等の定め(前提事実(5)ウ)に基づき、任期制

5 隊員となり、3年間を任用期間として任用される旨、当該期間が満了した場合の継続任用（2年間）には身体検査等の選考があり、身体検査で再度不合格になることが見込まれ、退職することになる旨を伝えるとともに、原告の将来を考慮して、「このまま一般曹候補生の昇任期間まで残ることは  
5 できるが、次の再就職を考えるにしても、年齢がより若いうちが再就職や職務内容が広がる。」と述べたことはあるが、それ以上に、退職勧奨と言われるような言動はしていない。

そして、原告に対しては、本件わいせつ行為前後を問わず、定期的に面談を実施し、          定期的にカウンセリングの機会を与えたりしており、  
10 適切な対応を行った。

#### (4) 争点(4)（損害の発生及び額）について

##### （原告の主張）

##### ア 被告Aの行為に関する損害について

15 被告Aは、仕事の話があるなどとして原告を娯楽室に誘い出した上で、原告の同意を得ることなく、肩や肩甲骨付近を撫でまわすなどした後、原告に抱き着き、キスをし、胸を触るなどのわいせつ行為に及んだ。

原告は、被告Aの行為により、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を  
20 発症し、現在も不眠やフラッシュバック等の症状に苦しんでおり、日常生活にも多大な支障が生じている。また、被告Aは、原告に直接電話をかけており、これによって原告の精神的苦痛も増大した。さらに、被告Aの行為による精神的苦痛等が原因で自衛隊を退職せざるを得ず、大幅な収入減少にも苦しむこととなった。

以上の事情を考慮すれば、原告の被った苦痛を慰謝するための慰謝料額は600万円が相当であり、弁護士費用としては60万円が相当である。

##### イ 環境調整義務違反ないし不利益防止義務違反に関する損害について

原告は、職場監督者の環境調整義務違反により、被告Aと鉢合わせをし

てしまう恐怖感を抱えながら勤務をせざるを得ず、精神的苦痛を被った。また、不利益防止義務違反により、疎外感やむなしさを味わうだけでなく、誇りを持っていた自衛官としての職をも失い、大幅な収入減少にも苦しんだ。

5           以上の事情を考慮すれば、原告の被った苦痛を慰謝するための慰謝料額は500万円が相当であり、弁護士費用としては50万円が相当である。

(被告らの主張)

否認ないし争う。 ██████████

### 第3 当裁判所の判断

#### 10       1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲の証拠（ただし、認定に反する部分は除く。）及び弁論の全趣旨によって認められる事実は、以下のとおりである。

(1) 原告と被告Aとの関係（甲18、乙ロ5、6、11、原告本人、被告A本人）

15           原告は、平成28年に自衛隊に入隊後、背振山分屯基地に所在する第43警戒群の通信電子隊にて勤務し、令和2年4月からは春日基地に所在する基地業務群本部にて、総務人事班の郵政業務支援等の業務を行っており、被告Aは、平成27年から、背振山分屯基地に所在する第43警戒群の基地業務隊において勤務し、輸送係として、背振山分屯基地と春日基地との間を往復する定期バスの運転等の業務を行っていた。原告と被告Aの間には、本件  
20           わいせつ行為の前後を問わず、業務上の接点はなかった。

(2) 本件わいせつ行為前後の経緯（甲18、乙ロ5～7、11、原告本人、被告A本人）

ア 令和2年7月9日午前中、原告が群本部の執務室で業務を行っていたところ、定期バスを運転してきた被告Aが原告のもとを訪れ、原告に時間があるかなどと話しかけ、原告が時間がない旨応じると、昼休憩の時間に娛  
25

楽室まで来るよう述べた。

イ 原告は、昼休憩の時間になると、執務室を出て楽室に向かった。被告Aは、楽室の近くで原告と会うと、特に会話をすることなく楽室に向かい、原告とともに楽室に入ると、すぐに施錠した。

5 ウ 被告Aは、その後、楽室において、原告に対し、肩や肩甲骨付近を撫でまわすなどした後、原告に抱き着き、キスをし、胸を触るなどした。

エ 原告は、昼休憩が終わる直前の午後零時55分頃、楽室を出て執務室に戻った。

(3) 原告による被害申告等（甲1、18、乙イ25、乙ロ8、10の1、原告本人）

10

ア 原告は、本件わいせつ行為当日の夕方、上司に当たる群本部の総務人事班長のD1尉（以下「D人事班長」という。）等に対し、被告Aからわいせつ行為を受けた旨を申告した。

15

イ また、原告は本件わいせつ行為当日ないし2日後、本件わいせつ行為当日の出来事に関するメモを作成した。同メモには、楽室内での出来事に関し、被告Aが、急に、猫背が気になっていたなどと言いながら右肩甲骨をマッサージしてきた旨、その後、被告Aがハグをし、キスをし、胸を触る等の行為を行った旨、原告は体が固まり拒否できず、怖かった旨等が記載されている。

20

ウ 原告は、                    本件わいせつ行為から2日後に                    通院した際、医師に対し、被告Aから、「昼休みに呼び出された。ハグをいきなりされてセクハラされた」と申告した。

エ 原告は、令和2年9月25日、本件わいせつ行為に関し、春日地方警務隊に被害届を提出した。

25

(4) 被告Aへの措置等（乙イ25、被告A本人）

ア D人事班長は、原告からの申告を受け、令和2年7月15日、被告Aに

対して聴取調査を行った。その際、原告に接触しないよう被告Aに伝えるとともに、春日基地内での原告と被告Aとの接触を避けるべく、動線や時間帯に注意するよう指示した。

5 イ 被告Aが所属する第43警戒群基地業務隊の管理小隊長であったE1尉は、同月中旬頃、被告Aに対し、春日基地内においては、業務上必要な場合を除いて所定の待機室内又は定期バス内で待機するよう指示した。

10 ウ また、令和3年3月28日には、春日基地内で原告と被告Aが遭遇したことを受けて、被告Aの上司に当たる第43警戒群の司令F2佐は、被告Aに対し、出張等を含めて春日基地に出入りしないよう指示するとともに、被告Aの業務を定期バスの運転手から変更して春日基地内に立ち入らせないようにする措置を講じた。

(5) 本件架電行為（甲4、18、乙ロ5、6、11、原告本人、被告A本人）  
被告Aは、本件わいせつ行為に関し、代理人弁護士を通じて原告と示談交渉を行い、示談金として500万円を支払う旨を提示するなどしていたが、  
15 原告はこれに応じていなかった。そうしたところ、被告Aは、令和3年8月16日、内線で原告に電話をかけ、「ごめんね。」「示談を受けてくれないでしょうか。」などと述べた。

(6) ■■■■■（乙イ29、31、33、41～47、ロ10）

ア 原告は、■■■■■

20 イ 原告は、■■■■■また、■■■■■原告は、■■■■■B医師（以下「B医師」という。）は、■■■■■

ウ 原告は、令和2年5月頃から無断遅刻が繰り返し見られるようになり、  
同年6月25日には、職場において、■■■■■B医師は、■■■■■

25 エ 原告は、本件わいせつ行為を受けた日の2日後である同年7月11日、  
本件精神科に通院し、B医師に対し、職場への不満（本件とは関係がない

もの)と共に、被告Aから、「昼休みに呼び出された。ハグをいきなりされてセクハラされた。」などと述べた。

原告は、同日以降も通院を続け、職場への不満等の従前からの事情に加え、本件わいせつ行為に関して聴取を受けていることによりフラッシュバックなどの症状が出ている旨を述べた。

オ その後、同年11月21日に通院した際、B医師は、本件わいせつ行為の聴取等を終えてフラッシュバックなどの症状は減弱した旨診断した。そして、多忙等により定期的な服薬ができておらず、意欲低下等の症状がみられるものの、フラッシュバックや不眠等の症状が減弱したことや、原告本人が強く治療の終結を望んだことから、同年12月19日をもって治療を終了した。

カ B医師は、本件わいせつ行為後の原告の症状に関し、                    本件わいせつ行為等も相まって一時的にPTSDを発症していた可能性がある旨診断した。

(7) 原告に対する面談等 (乙イ20、22、39、40、証人G)

ア G准曹士前任 (以下「G准曹士前任」という。)は、基地業務群司令が行うサービス指導を補佐し、准曹士自衛官を取りまとめる者として、隊員との面談等を行う立場にあったところ、令和2年5月16日から同年6月25日にかけて、定期的に原告と面談し、原告の通院状況や服薬状況を確認するなどした。原告は、この頃、無断遅刻が複数回あり、また、同日には、                    

イ 原告は、同日から同年9月25日にかけて、基地業務群衛生隊所属の技官によるカウンセリングを13回にわたって受けたが、その後は、多忙等を理由に自らカウンセリングに行かなくなった。

ウ G准曹士前任は、令和3年2月及び3月にも原告と面談し、同年4月以降も定期的にカウンセリングを利用することを勧めるなどした。

(8) 原告の昇任試験等（乙イ19、23、28、37、ロ10の3、証人C）

ア 原告は、令和3年10月21日に実施された3曹への昇任試験における身体検査の結果、■■■■不合格となった。

イ 原告は、令和4年5月17日に実施された3曹への昇任試験における身  
5 体検査の結果、■■■■不合格となった。

これに先立ち、原告の上司であったC通信隊長（なお、原告は、令和3年4月付で、基地業務群の通信隊に配置換えされていた。）は、自衛隊法等の定め（前提事実(5)イ）に基づき、上記不適合を適合とみなすよう航空幕僚長に申請するか否かについて、医官らと協議することとした。

10 基地業務群衛生隊のH医官（以下「H医官」という。）は、協議に前もって、原告が通院していた本件精神科のB医師に原告の症状等を照会したところ、B医師は、原告に関し、■■■■職場で発生したセクハラ問題も相まってPTSDの症状が出ていた可能性があるが、症状が改善し、原告本人が治療の必要性を感じなくなったとして令和2年12月に治療を終了した  
15 旨、もっとも、■■■■今後の症状については情報が不十分であり、診断が困難であるなどと回答した。

H医官は、これらもふまえつつ、■■■■■■■■■■自衛隊の勤務内容も踏まえると、その可能性は相応に高いと考え、協議においてその旨述べた。

C通信隊長は、協議前には、原告の勤務状況をみる限り隊務に支障はないとの意見を有していたものの、H医官らの意見等も踏まえ、①原告■■■■  
20 ■■■■■■■■■■上司に連絡することなく遅刻し、■■■■など隊務に支障を及ぼしていたこと等からすれば、■■■■隊務に支障を及ぼさないとはいえないとして、申請は行わないこととした。

ウ C通信隊長は、令和4年5月26日、原告に対し、上記結果を伝えるとともに、3曹への昇任可能期間が原則として令和6年1月1日までである  
25 ところ、身体検査の結果等を踏まえると今後3曹への昇任試験を受けたと

しても合格する見込みがない旨、3曹への昇任試験に合格できないと、自衛隊法等の定め（前提事実(5)ウ）に基づき、任期制隊員となり、3年間で任用期間として任用される旨、当該期間が満了した場合の継続任用（2年間）には身体検査等の選考があり、身体検査で再度不合格になることが見込まれ、退職することになる旨を伝えるとともに、年齢が若い方が再就職はしやすいと考えられ、退職の時期等も含めて原告自身で決めるよう述べた。

エ 原告は、令和5年3月31日、自衛隊を依願退職した。

## 2 争点(1)（被告Aによる違法行為等の有無）について

### (1) 本件わいせつ行為について

#### ア 原告及び被告Aの主張及び供述

原告は、従前被告Aとは一切話をしたことがなかったところ、本件わいせつ行為当日の朝に被告Aから娯楽室に来るよう言われ、昼休憩の時間になって娯楽室近くで被告Aに会うと、そのまま被告Aに娯楽室まで連れて行かれた旨、そして、娯楽室内において、被告Aが、突然、猫背が気になっていたなどと言いながら原告の右肩や右肩甲骨付近を不必要に撫で回し、その後、原告の正面から覆いかぶさるように抱き着き、さらに、入口ドアの方に歩いて行った原告に対し、「原告のことを好きになった。」などと述べて抱き着き、キスをし、原告の左胸を服の上から撫で回す等の行為を行った旨、これらの行為に関して原告が同意していたことは一切なく、またそのことを被告Aも当然認識していた旨主張し、それに沿う供述をする。

他方で、被告Aは、従前から原告とは雑談をする関係であったところ、本件わいせつ行為当日も、昼休憩の時間に娯楽室で会うこととしたものであり、娯楽室近くで原告と会ってからは原告が自発的に娯楽室に入った旨、娯楽室内では、原告が被告Aに対して人間関係に関する悩みなどを相談し、その際被告Aが原告に対して、原告が鬱っぽく見えるところ、鬱っぽいと

猫背になるため、肩甲骨が固まっていないか確かめてよいか尋ねたのに対し、原告が少し身を寄せてくるなど承諾の態度を示したので、原告の右肩甲骨と右肩前方を触った旨、その後、被告Aが立ち上がって両手を開いたのに対して原告が正面から抱き着いてきたため、被告Aも原告に抱き着いて互いに抱き合った旨、そして、被告Aが「好き。」と述べたのに対し、原告がお礼を言うなどし、被告Aは原告とキスをし、この時原告の胸の部分を手で触った旨、これらの行為の際、原告は嫌がる素振り等も見せておらず、原告は被告Aの行為を同意しており、仮に同意がなかったとしても少なくとも被告Aはそのように誤信していた旨主張し、それに沿う供述をする。

#### イ 検討

(ア) 被告Aが、娯楽室において、原告に対し、外形的な行為として、肩や肩甲骨付近を撫でまわすなどした後、原告に抱き着き、キスをし、胸を触るなどしたこと（本件わいせつ行為）は認定事実(2)のとおりである。そして、原告は、本件わいせつ行為当日夕方には、上司であるD人事班長等に被告Aからわいせつ行為を受けた旨申告し、本件わいせつ行為から2日後に本件精神科に通院した際にも、医師に対して被告Aから「ハグをいきなりされてセクハラされた。」などと申告している(認定事実(3)ア、ウ)。また、本件わいせつ行為当日ないし2日後には、本件わいせつ行為当日の経緯や被告Aが行った行為について、概ね原告の主張及び供述に沿う内容のメモを作成している(同イ)。これらの事実は本件わいせつ行為に関して原告が承諾していなかったことを基礎付けるものであり、原告供述と整合的である。

(イ) また、本件わいせつ行為当日、被告Aは、午前中に原告と会って娯楽室に来るよう述べた際、それ以上詳細な説明はしておらず、その後、昼休憩時に原告と会った際、特に会話をすることなく娯楽室に行き、原告

が娯楽室に入るや否や、施錠し、本件わいせつ行為に及んでいる（認定事実(2)）。

5 本件わいせつ行為以前の原告と被告Aとの関係につき、仮に被告Aが主張するような関係であったことを前提としても、基地内の道端等で偶然会った際に、数分程度の雑談をするという程度の関係にすぎず、それ以上親密な関係であったことをうかがわせる事情はないところ、娯楽室に入るまでの上記経過も踏まえると、娯楽室において、原告の方から被告Aに抱き着いたとか、被告Aが行った行為について原告が承諾していたなどとはおよそ考え難いし、そのことは被告Aも当然に把握していたと  
10 と考えられる。

(ウ) 以上に照らすと、本件わいせつ行為に関する原告供述は採用することができ一方被告A供述は採用することができず、被告Aが原告に対して肩や肩甲骨付近を撫でまわすなどした後、原告に抱き着き、キスをし、胸を触るなどのわいせつ行為（本件わいせつ行為）を行ったものであり、これについて原告は同意しておらず、また、同意がないことを被告Aも認識していたものと認められ、被告Aは故意又は過失により違法に本件わいせつ行為を行ったものといえる。なお、被告Aは、娯楽室において原告と被告AがSNSであるLINEの連絡先を交換したことや、  
15 本件わいせつ行為直後に被告Aが、原告に対して「ファイト！」と送ったのに対し、原告が「ありがとうございます！」と返信したこと（乙ロ4）等を指摘するが、本件わいせつ行為を受けた直後の原告の心情等を踏まえると、上記のやり取りをもって原告が本件わいせつ行為に同意していたことを基礎付けるなどとはいえないから、被告Aの主張は採用することができない。

25 (2) 本件架電行為について

原告は、本件架電行為についても、違法行為である旨主張する。

たしかに、本件架電行為は本件わいせつ行為の加害者が被害者に対してしたものであって、原告に新たな恐怖感、不安感及び嫌悪感を抱かせることや、被告Aが上司から原告と接触を避けるよう命じられていたこと(認定事実(4))などを考慮すると、非常に不適切な行為であるといわざるを得ない。

5           しかし、本件架電行為は、それまで被告Aの代理人弁護士と原告との間で行っていた示談の協議に関し、示談に応ずることを依頼するものであり、その内容に加え、架電の回数等も1回の短時間にとどまることなども踏まえれば、本件架電行為をもって直ちに不法行為上ないし国賠法上違法であるとまでは認め難い。

10       3 争点(2) (被告Aの行為が職務を行うについてされたものか否か) について

(1) 国賠法1条1項にいう「その職務を行うについて」行われた行為とは、職務行為自体を構成する行為等にとどまらず、客観的に職務執行の外形を備える行為をいうと解するのが相当である(最高裁昭和31年11月30日第二小法廷判決・民集10巻11号1502頁参照)。

15       (2) 検討

ア 原告は、被告Aが、原告より階級が上の立場であることを利用し、仕事の話があると呼び出した上で本件わいせつ行為に及んでおり、勤務時間と近接した昼休憩の時間に勤務場所と近接した娯楽室において行われていることから客観的に職務執行の外形を備える行為であることは明らかである旨主張する。

20       イ  しかし、まず、本件わいせつ行為時点において、原告は春日基地所在の基地業務群本部で人事班の郵政業務支援等を行う一方、被告Aは背振山分屯基地所在の第43警戒群基地業務隊で定期バスの運転等の輸送業務を行っており(認定事実(1))、両者の所属基地や隊、業務内容等は大きく異なっている。本件わいせつ行為以前には、両者が第43警戒群に所属していた時期もあるが、この時も所属する隊や業務内容等は大きく異なっ

おり、本件わいせつ行為に至るまで、両者の間に業務上の接点はなかった  
(認定事実(1))し、被告Aの地位や業務内容等に照らし、原告に対して何  
らかの指揮や指導等をする立場にあったとも認められない。

ウ また、本件わいせつ行為に至る経緯をみても、被告Aにおいて、その立  
場や業務等を利用したとか、原告や被告Aの業務に関連するなど認める  
ことはできない。

この点に関し、原告は、被告Aから、仕事のことで話があると呼び出さ  
れたもので、昼休憩時に原告が持ち場を離れる際にも上司にその旨説明し  
たと主張し、その旨供述する。

しかし、上記イのとおり、原告と被告Aは業務上の接点はなかったとこ  
ろ、原告の同僚であったI一曹は、昼休憩時に原告が娛樂室に向かう際、  
原告から、先輩が来ているので娛樂室がある3号隊舎に行く旨の説明を受  
けたが、その時業務の関係である旨の言及はなく、説明を受けたI一曹は、  
私的に挨拶に行くものにとらえたこと(乙イ24)、本件わいせつ行為後に  
原告が作成したメモ(甲1)には、被告Aの発言として、「業務のことです  
とか何か言って」昼休憩時に職場を抜けて娛樂室に来るように述べた旨が  
記載されており、業務と関連しないことを前提に呼び出したとも考えられ  
ることなどに照らし、原告の上記供述は採用することができない。

また、これをおき、被告Aが上記発言をしたことを前提としたとしても、  
上記イのとおり、両者の間に業務上の接点はなく、被告Aが原告に対して  
何らかの指揮や指導等をする立場にあったともいえないことに照らすと、  
被告Aの上記発言をもって直ちに、その立場や業務等を利用したとか、業  
務に関連するなどということはできない。

エ そうすると、娛樂室が被告Aが待機場所として利用していた場所である  
ことや、わいせつ行為自体の時間帯も勤務時間と近接していることなどを  
考慮しても、本件わいせつ行為が客観的に職務執行の外形を備える行為で

あることを認めるに足りない。したがって、本件わいせつ行為が「その職務を行うについて」行われたものと認めることはできない。

### (3) 小括

5 そうすると、被告Aの本件わいせつ行為（本件請求1）に関し、被告国は原告に対して国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負わず、被告Aが不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

10 なお、原告は、被告国に対して民法715条に基づく請求もするが、原告は被告Aの行為が公権力の行使に当たることを前提としており、同条に基づく請求は失当である。この点をおいても、上記(2)で検討し、説示したところによれば、被告Aの行為が「その事業の執行について」行われたものと認めることはできないから、いずれにせよ、同条に基づく請求は認められない。

## 4 争点(3)（環境調整義務ないし不利益防止義務違反の有無）について

### (1) 環境調整義務違反について

15 ア 原告は、職場監督者において、安全配慮義務の一環として、本件わいせつ行為によって悪化した原告の勤務環境を調整する義務（環境調整義務）を負っており、具体的には、被告Aを注意指導した上で、今後原告と被告Aが顔を合わせることがないように、被告Aを人事異動により遠方の基地に異動させる義務、原告の勤務場所に関する情報を被告Aに知られることがないように情報管理を徹底する義務、本件架電行為が起きた以上、その対応策を講ずるとともに、その結果を原告に報告する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったことが国賠法上違法である旨主張する。

20 イ しかし、認定事実(4)のとおり、原告や被告Aの上司は、本件わいせつ行為当日に原告から被害申告がされたのを受け、6日後には被告Aから聴取を行うとともに、被告Aに対し、春日基地内での原告との接触を避けるべく、動線や時間帯に注意をするよう指示をし、その一、二週間後には、春日基地内において、業務上必要な場合を除いて待機室内又は定期バス内か

ら出ないように指示をしている。また、本件わいせつ行為から約8か月後には、原告と被告Aが春日基地内で遭遇したことを受け、被告Aに対して春日基地内に入出入りしないよう指示するとともに、被告Aの業務内容を変更して、春日基地に立ち入らせないこととしている。

5           上記の対応が、本件わいせつ行為を踏まえた対応として不適切なものであるとは認められないところ、これを超えて、原告や被告Aの上司等が、被告Aを遠方の基地に異動させる義務や、本件わいせつ行為後、原告の勤務場所に関する情報を被告Aに一切知られることがないようにする義務、  
10           対応結果等を原告に報告する義務等までもも負っていたとは認めることができない。

ウ   したがって、原告の上記アの主張は採用することができない。

## (2) 不利益防止義務違反について

ア   原告は、職場監督者において、安全配慮義務の一環として、原告がわいせつ行為の被害者であることを理由として不利益を受けることがないようにする義務を負っており、具体的には、本件わいせつ行為による精神状態の悪化に対して適切な治療等を受けさせるとともに、原告の3曹への昇任につき、本来は昇任期間の期限が令和6年1月1日であるが、十分な治療期間確保のために昇任期間を延長する等の例外的な措置をとり、さらに原告に対し、時間をかけて十分な治療を受けたとしても、そのことが昇任  
15           において不利益に影響することはない旨を説明するなどする義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、原告が3曹への昇任試験に不合格になった際、何らの救済措置をとることなく、さらにはC通信隊長による不当な退職勧奨を行ったことが国賠法上違法である旨主張する。  
20

          そして、原告が、令和3年10月及び令和4年5月に実施された3曹への昇任試験に不合格となり、その後令和5年3月31日付で退職したのは、  
25           前記前提事実及び認定事実のとおりである。

イ しかし、まず、原告が3曹への昇任試験に不合格となったことにつき、本件わいせつ行為による精神状態の悪化ないしそれに治療を要することなどが影響したものと認めることはできない。

すなわち、原告は、平成30年5月以降、業務とは無関係の理由により  
5 [redacted] また、[redacted] B医師からは、[redacted]。加えて、  
令和2年5月頃からは、[redacted] 無断遅刻を繰り返したほか、  
(同(6))。3曹への昇任試験における身体検査の判定基準には [redacted]  
[redacted] 上記に照らすと、原告は、この判定基準を満たしていなかったものといえる。また、判定に適合しない場合であっても、対象者が所属する部隊  
10 等の長が不適合部分を適合とみなすよう申請することもあり得るところ  
(前提事実(5)イ)、C通信隊長は、H医官が、B医師への照会結果も踏まえ、  
[redacted] 意見を有していたことなども踏まえ、協議の結果、  
[redacted] ことや、[redacted] 今後も隊務に支障を及ぼさないとはいえない  
ことなどを理由として、上記申請を行わないこととした(認定事実(8)イ)。

原告が3曹への昇任試験の身体検査に不合格となったのは上記各事情  
15 を理由とするものであるところ、上記判断が不合理であるとか、実質において、  
本件わいせつ行為による影響ないしそれへの治療を理由とするものであるなどとは認められない。そして、このことからすると、被告の上司  
等において、原告に対し、昇任期間の延長等の特別な措置を講ずる義務を  
20 負っていたとは認められない。

ウ また、C通信隊長は、令和4年5月26日に、原告に対して昇任試験が  
不合格となったことを伝えた際、3曹への昇任試験を期限までに合格できなかった場合のその後の帰趨について、自衛隊法等の定めに基づく任期等の説明(前提事実(5)ウ)をするとともに、年齢が若い方が再就職はしやすい旨を述べたことは認められる(認定事実(8)ウ)ものの、これを超えて、  
25 違法不当な退職勧奨を行ったとは認められない。

エ そして、隊員との面談等を行っていたG准曹士先任は、本件わいせつ行為前から、原告と定期的に面談を行っていたほか、本件わいせつ行為後も技官によるカウンセリングの機会を設けるなどしている（認定事実(7)）。また、原告は、本件わいせつ行為後も本件精神科に通院し、その後令和2年12月をもって治療を終了しているが、被告の上司等において、原告の通院等を明示黙示に妨げたような事情もうかがわれない。

オ その他、原告が、本件わいせつ行為による精神状態の悪化ないしそれに治療を要することを理由として何らかの人事上の不利益を受けたことを認めるに足りる証拠はない。なお、原告は、令和2年10月や令和4年5月にC通信隊長らの上司に対して3曹への昇任期間の満了日を尋ねたが、不当に教示されなかった旨も主張するが、説明を求められたJ人事班長とC通信隊長は、それぞれ、正確な期間の満了日を原告に教示したものと認められる（乙イ18、19、26、27、証人C）から、原告の主張は採用することができない。

カ したがって、原告が主張する上記アの義務違反があったとは認められない。

### (3) 小括

よって、本件請求2は、その余の争点について判断するまでもなく理由がない。

## 5 争点(4)（損害の発生及び額）について

本件で違法行為として認められるのは、被告Aによる本件わいせつ行為のみであるから、これについて検討する。

### (1) 慰謝料

ア 本件わいせつ行為の内容は、被告Aが、自らの欲求の赴くままに、原告を部屋に連れ込んで施錠した上で、原告に抱き着いてキスをし、胸を触るなどのわいせつ行為に及んだというものであり、原告の性的自由の侵害の

程度が大きく、行為の悪質性は高いものというべきである。

イ また、原告は、本件わいせつ行為後、5か月後までには減弱したものの、フラッシュバックや不眠等の症状がみられ、一時的ではあれ、PTSDを  
5 発症していた可能性もある（なお、PTSDが現在も続いているとまでは  
認められない。）のであって、原告の精神的苦痛は相当に大きなものであつ  
たといえる。他方で、

ウ 以上のほか、被告Aは、上記のとおり独立の違法行為を構成するもので  
10 はないものの本件架電行為に及んだこと、現在も本件わいせつ行為は原告  
の同意に基づくものであったなどと主張し供述しており、真摯な反省の態  
度を見出し難いことなどの事情も含め、本件に顕れた一切の事情を考慮す  
れば、本件わいせつ行為に対する原告の慰謝料としては、150万円を相  
当と認める。

#### (2) 弁護士費用

15 原告は、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人に依頼しているところ、  
本件訴訟の内容、経過等に照らせば、その弁護士費用のうち本件わいせつ行  
為と相当因果関係のある損害は、15万円を相当と認める。

#### (3) 小括

よって、原告は、被告Aに対し、165万円及びこれに対する遅延損害金  
の支払を求めることができる。

### 20 第4 結論

以上の次第で、原告の被告Aに対する請求は主文1項の限度で理由があるか  
ら認容し、被告Aに対するその余の請求及び被告国に対する請求は理由がない  
からいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱  
宣言は相当でないからこれを付さないこととする。

裁判長裁判官 三 井 教 匡

裁判官 大 竹 泰 章

裁判官 數間優美子は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 三 井 教 匡